

## 「熊本県公共関与管理型最終処分場建設事業環境影響評価方法書」についての 熊 本 県 知 事 意 見

環境影響評価の実施及び環境影響評価準備書の作成に当たっては、次の事項について十分勘案すること。

なお、住民等から提出された意見並びに玉名市長、和水町長及び南関町長から提出された意見（別紙参照）についても配慮すること。

### **【事業計画に関する事項】**

(1) 遮水シートや漏水の拡散防止材は土壌汚染や地下水汚染防止を図る上で、極めて重要な資材であることから、その素材や耐久性を明らかにするとともに、万が一破損した場合の浸出水の漏出探知の方策及び漏出した際の対策について明記すべきである。また、施工にあたっては、適切に実施する必要がある。

なお、拡散防止のために設置するベントナイト混合土については、水に対する性能が述べられているが、想定される浸出水に対する化学的耐久性についても明らかにすること。

(2) 交通安全に係る環境保全措置として検討している車両の運行計画（通勤・通学時間帯における車両の運行の回避、車両の運行ルートの変更・分散化）については、可能な限りその内容を明らかにし、それを踏まえた工程・施工計画に基づき、各項目の予測・評価を行うこと。

### **【大気環境】**

#### **〈大気質・騒音・振動、悪臭〉**

(1) 事業実施区域周辺の気象の状況が明らかになっていないため、工事の実施及び埋立作業に関する大気質調査については、調査地点数を増やし、より詳細な把握に努めること。

(2) 大気質調査のうち、窒素酸化物について大気採取口を高さ1.5m地点に設置するとしているが、風向により測定施設の影響を受ける可能性があるため、採取口は測定施設よりも高いところに設置すること。

- (3) 大気質の調査は、環境基準との比較や、運用開始後との比較を行うために重要であることから、1年間を通じての調査を実施すること。
- (4) 主要地方道大牟田植木線から分岐して事業予定地に至る町道（米田冷水線）を運行ルートとして予定しているが、その沿線には民家が存在することから、騒音・振動の調査・予測地域に追加すること。
- (5) 建設機械の稼働に伴う騒音・振動について、規制基準との比較を行うため、北西側の最寄りの民家（A地区）方向の事業実施区域の敷地境界を調査地点として選定しているが、東側の民地（B地区）方向の敷地境界地点も調査対象とすること。
- (6) 悪臭の現地調査地点について、事業実施区域の北東側に鶏舎があり、現況の濃度が周辺より高くなっている可能性があるため、調査地点として追加すること。

## **[水環境]**

### **〈流量・水質〉**

- (1) 河川における健康項目やダイオキシン類等の汚濁物質等に係る水質調査について、浸出水処理水を放流する内田川を対象としているが、粉じん等による河川水の汚濁も懸念されるため、事業実施区域の西側を流れる山の神川や山口川も調査地点に追加すること。
- (2) 河川環境における富栄養化の環境要因に浸出水処理水の放流を挙げているが、造成工事等の際にも、調整池等に富栄養化現象が見られる可能性があることから、工事実施中も富栄養化の環境要素を付加し、河川水質の栄養塩類等を調査項目として追加すること。
- (3) 浸出水処理水を放流する内田川下流域（和水町）には、和水町が指定する農用地区域があり、内田川の河川水が広く農業用水として利用されているため、処理水放流に伴う内田川の水質の変化が農作物へ与える影響について、他の処分場における事例調査等を行った上で、十分な配慮を行うこと。

### **〈地下水〉**

- (1) 事業実施区域の地下水の流動等を把握するために、新たに深度約20

0 mのボーリング孔2本を設置し、水位、流向、水質等の調査を実施しているが、既存のボーリング孔が浅く、深いところの情報が殆どないことから、その実態を明らかにする必要がある。

また、深いところの地下水が汚染されると、その影響は広範囲に及ぶ可能性があることから、深いところの地下水の実態をより正確で面的に把握するために、ボーリング孔の本数を増やすとともに、地下水の水質調査範囲も山の神川や山口川周辺まで広げる必要がある。

なお、周辺の約150本の井戸について水位や水質等の調査を実施しているが、井戸によるデータが得られない地域については、必要に応じボーリング孔を設置して調査を実施すること。

- (2) 事業実施区域内及びその近接地において地質調査を実施しているが、事業の実施による地下水への影響を予測するためには、周辺の水理地質構造をより正確に把握する必要がある。そのためには、事業実施区域内及びその近接地の地質調査だけでなく、地下水調査の結果から周辺の地下水への影響が推定される範囲まで地質調査を拡げ、また、深いところの地質性状の把握にも努めること。

なお、地質断面に想定された埋立地底面の風化帯についても詳細な調査を実施し、地質断面図や地下水等高線の見直しを行い、関係資料の精度向上を図ること。

- (3) 事業実施区域周辺の湧水について、位置、利用状況、湧水量の調査を実施しているが、事業実施区域の北東側の沢や周辺の湧水については、事業実施区域より低い位置にあり、事業による影響が懸念される。よって、地下構造の把握に努めるとともに、水質についても調査を実施すること。

## **[土壌に係る環境その他の環境]**

### **〈土壌〉**

- (1) 土壌汚染について、最も近接する集落等が影響を受けるおそれがあるため、東及び西側の計4箇所を調査地点として選定している。しかし、現地の気象状況が未だ把握されておらず、いずれの方角に廃棄物が飛散するのか不明であるため、北及び南側の地点も調査・予測地点として追加すること。

## [動物・植物・生態系]

### 〈動物〉

(1) 事業実施区域及びその周辺に希少猛禽類が生息している可能性があるため、生息が確認された場合は十分な調査を行うこと。

なお、猛禽類の行動を明らかにし、保護対策を検討するには、営巣地の発見及び少なくとも繁殖が成功した1シーズンを含む2営巣期の調査を実施することが望ましい。また、天候によって活動がかなり変化するため、連続調査に心がけること。

(2) 昆虫類・クモ類の捕獲調査（トラップ法）のうち、ピットフォールトラップ法は、誘引物となる餌の種類によって捕獲される種が異なるため、餌の種類については十分検討を行うこと。

また、ライトトラップ法について、「調査は日没から2～3時間程度実施する。」としているが、それ以降に集まる種もあるため、調査時間を延長させること。

(3) 内田川における底生動物調査地点として、山口川合流直下地点と処理水放流直下地点の2地点を選定しているが、これらの地点のうち、前者は山口川の影響が考えられ、後者は処理水の影響が考えられる。このため、内田川のさらに上流や両調査地点の中間位置に調査地点を追加し、比較地点として底生動物相の調査を実施すること。

なお、調査地点については、多様な生物が生息し、環境変化の影響を確認しやすい淵と瀬がはっきりした場所を選定すること。

(4) 動物の調査について、甲殻類（モクズガニやサワガニ）も調査対象として追加すること。

### 〈生態系〉

(1) 環境類型区分図を作成し、それをもとにして生態系に係る調査・予測を実施するとともに、環境影響評価の理解を助けるよう工夫すること。

## [その他]

### 〈交通安全〉

(1) 交通安全について、主な搬入ルートである主要地方道大牟田植木線のうち、同路線が主要地方道玉名八女線と交差する地点から主要地方道玉名山鹿線と交差する地点までの範囲を調査・予測地域としている。しかし、

調査地域両端の交差点では、現在も大型車の通行が多く、朝夕の通勤時間帯の渋滞が発生しているため、当該交差点を含めて調査・予測を行うこと。

また、同路線は、周辺住民の生活用道路として利用され、小中学校の通学路にもなっているため、歩行者、自転車等の安全確保に十分な配慮を行うこと。

なお、当該建設工事期間が県で計画している主要地方道大牟田植木線内藤橋の架替工事の期間と重なる可能性が高いため、これに伴う道路の条件を把握したうえで予測、評価及び対策の検討を行うこと。

調査・予測等の実施に当たっては道路管理者からの情報を反映させ、精度の向上に努めること。